

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和4年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和4年4月1日

高松市長 大西秀人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p> <p>改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9</p>

月 6 日以降公表分について適用)

改正 平成 23 年 4 月 1 日〔高契・公告第 10 号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成 23 年 6 月 6 日〔高契・公告第 20 号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成 23 年 7 月 29 日〔高契・公告第 47 号〕(同年 8
月 1 日以降公表分について適用)

改正 平成 24 年 3 月 29 日〔高契・公告第 8 号〕(同年 4 月
1 日以降公表分について適用)

改正 平成 24 年 5 月 28 日〔高契・公告第 38 号〕(同年 6
月 1 日(12(19))に係る部分は、同年 9 月 1 日)以降公
表分について適用)

改正 平成 24 年 12 月 17 日〔高契・公告第 109 号〕(同
日以降公表分について適用)

改正 平成 25 年 5 月 27 日〔高契・公告第 47 号〕(同年 6
月 1 日以降公表分について適用)

改正 平成 25 年 10 月 1 日〔高契・公告第 98 号〕(同日以
降公表分について適用)

改正 平成 25 年 10 月 28 日〔高契・公告第 112 号〕(同
日以降公表分について適用)

改正 平成 26 年 3 月 24 日〔高契・公告第 8 号〕(同年 4 月
1 日以降公表分について適用)

改正 平成 26 年 6 月 30 日〔高契・公告第 59 号〕(同日以
降公表分について適用)

改正 平成 27 年 3 月 30 日〔高契・公告第 11 号〕(同年 4
月 1 日以降公表分について適用)

改正 平成 28 年 6 月 3 日〔高契・公告第 35 号〕(同日以降

公表分について適用)

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕(同日以降公
表分について適用)

改正 令和2年5月1日〔高契・公告第45号〕(同日以降公
表分について適用)

改正 令和2年10月1日〔高契・公告第162号〕(同日以
降公表分について適用)

改正 令和3年6月1日〔高契・公告第74号〕(同日以降公
表分について適用)

改正 令和4年4月1日〔高契・公告第22号〕(同日以降公
表分について適用)

高松市長 大西秀人

高松市長 大西秀人

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出
に関しては、次に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) (8)アからキまでに掲げる書類については、(7)の規定(提出
書類の審査に当たって市からさらに書類提出を求められた場合
においては、その範囲内において、(7)エを除く。)を準用する。
また、(8)アからエまでに掲げる書類並びに(8)カ(イ)及び(ウ)
に掲げる同意書の提出については、(5)ただし書の規定を準用す

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出
に関しては、次に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) (8)アからキまでに掲げる書類については、(7)の規定(提出
書類の審査に当たって市からさらに書類提出を求められた場合
においては、その範囲内において、(7)エを除く。)を準用する。
また、(8)アからエまでに掲げる書類並びに(8)カ(イ)及び(ウ)
に掲げる同意書の提出については、(10)の規定の適用があるも

る。

(10) 入札者は、営業所の拠点性における常時雇用職員数の評価を受けようとする場合において、自己以外の者の同意を要するときは、その者から(8)カ(イ)に掲げる同意書を受領し、電子入札システムにより提出するものとする。この場合においては、市・県民税特別徴収についての同意書作成に係る責任者の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名並びに電話番号を記載しなければならない。

(11)～(13) 略

23 補則

(1)～(11) 略

(12) 使用約款は、区分に応じて次のとおりとする。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市工事請負契約約款、高松市工事請負契約約款の特則（一般用）

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で、指定年度において部分払をするもの 高松市工事請負契約約款、高松市工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用）

のを除き(5)ただし書の規定を準用する。

(10) 入札者は、営業所の拠点性における常時雇用職員数の評価を受けようとする場合において、自己以外の者の同意を要するときは、その者から(8)カ(イ)に掲げる同意書を受領し、持参により提出するものとする（この場合の提出の期間、時間及び場所については、当該入札書を市長の承諾を得て紙で提出する場合の例による。）。

(11)～(13) 略

23 補則

(1)～(11) 略

(12) 使用約款は、区分に応じて次のとおりとする。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市工事請負契約約款、高松市工事請負契約約款の特則（一般用）及び高松市工事請負契約約款の特約（一般用）

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で、指定年度において部分払をするもの 高松市工事請負契約約款、高松市工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用）及び高松市工事請負契約約款の特約（債務負担（部分払有り）用）

別表第1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社

備考 略

注意 略

別表第1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社

備考 略

注意 略

別表第2 略

備考

1～5 略

[削る]

6 略

別表第2 略

備考

1～5 略

6 14(11)の規定により入札者以外の者の作成した市・県民
税特別徴収対象職員数照会同意書を提出する場合は、入札書に
添付することなく、入札書提出期間内において、14(11)に
定めるところにより、別途持参する必要がある。

7 略